

避難所開設・運営ガイドライン別冊
(新型コロナ禍版)



令和2年5月

大阪市

— はじめに —

本ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）は、新型コロナウイルスが流行している状況下において、避難所開設や運営時における感染拡大の防止を目的にとりまとめたものです。実際の運用においては、本ガイドラインを参考にして、各区並びに各避難所の実情に応じて、個別にマニュアルを作成して下さい。

なお、一般的な避難所開設・運営は、「避難所開設・運営ガイドライン」を参照してください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう!
・多人数での会食は避ける
・隣と一つ飛ばしに座る
・互い違いに座る



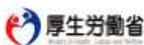
会話をするときは
マスクをつけましょう!

5分間の会話は
1回の咳と同じ



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!





厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



目次

	頁
1 避難所の開設・閉鎖	4
2 熱咳等症状者用スペースの確保と設置	4
3 療養スペースの入所と運営	4
4 避難者の受付	6
5 避難所入所後の留意点、周知事項など	7
6 訪問者の受入	9
7 在宅避難者、車中泊避難者等への対応	9
8 避難所担当者の感染予防と注意点	9
9 必要物品の準備	11

資料

災害時避難所	配置図（例）
呼びかけ文例	感染症バージョン 開設準備中・受付時
様式別1	避難所での生活ルール例
様式別2	清掃に関するルール
様式別3	組織表
様式別4-1	避難所受付簿
様式別4-2	避難所受付簿（療養）
様式別5-1	避難者の受付ルール
様式別5-2	受付の手順
様式別6	避難所運営日報
様式別7-1	傷病者リスト
様式別7-2	療養者リスト
様式別8	トイレの使用ルール
様式別9	備蓄物資一覧
様式別10	避難所状況報告書
様式別11	出入者管理簿【避難者用】
様式別12	出入者管理簿【訪問者用】
様式別13	体調確認票
様式別14-1	健康記録表
様式別14-2	健康記録表（療養対象者）
様式別14-3	健康記録表（担当者）
様式別15-1	巡回簿
様式別15-2	巡回簿（療養スペース）
様式別16-1	食事配布簿
様式別16-2	食事配布簿（療養対象者）
様式別17	居住における避難者の注意事項

1 避難所の開設・閉鎖

- 避難所の開設期間は、新型コロナ禍では拡大防止の観点から災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本とします。
- 避難所の集約・閉鎖には、開設当初から避難者に説明し理解と協力を得ることが必要です。
- 自宅建物が被災しているなど引き続き避難が必要な方については、みなし仮設住宅などに入所していただきます。
- 退所後のみなし仮設住宅などの相談窓口は、区本部に設けます。
※みなし仮設住宅への入居には相応の期間を要することが見込まれます。

2 熱咳等症状者用スペース（以下、「療養スペース」という）の確保と設置

- 「一般避難者」と「熱咳等症状者」が接触しないよう、施設管理者と協議のうえ、避難所内に一般の避難スペースとは別に、熱咳等症状者専用の療養（隔離）スペースを設置します。
- 療養スペースは、別棟を原則とし、困難な場合は専用階又は一般避難スペースとできるだけ離れた専用室を設けます。
- 専用階又は専用室の場合は、一般避難スペースと階段などを共用しないよう階段を指定し、動線分離を図ります。
- 療養スペースの周辺をカラーコーンなどで立ち入り制限エリアとし、ビニールテープを床に貼付するなど動線を分け、目で見えるようにしておきます。

※「熱咳等症状者」とは・・・

- 37.5℃以上の発熱のある方
- 咳、くしゃみなどの症状のある方

3 療養スペースの入所と運営

① 療養スペースの入所

- 入所時の検温、避難所内での定期的な検温で 37.5℃以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、直ちに療養スペースに案内し他の避難者と接触しないようにします。
- また、小学生以下の子供が対象者の場合は、保護者も同伴して移動するようにします。
- なお、移動後に発熱が収まった場合や、体調不良が改善した場合でも、一般避難スペースに移動することは不可とします。

② 療養スペースの運営

療養スペースは「熱咳等症状者」が入所することとし、当該スペースは、大阪市災害時保健師活動マニュアルを参考に、原則として区本部が対応します。

- 療養スペースでは、一人当たりのスペースは原則として 6 m²とし、出入口に、消毒マット、飛沫防止用ビニールシートを設置します。

- 出入口付近に、手指用の消毒液を備えておきます
- 療養者は必ずマスクを着用し、療養（隔離）スペースから外に出ないこと、指定したトイレ以外を使用しないことを徹底します。
- 食事の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて配布します。
- 複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期的に換気を行います。
- 避難者が個々のスペースを確認できるよう床にビニールテープで印を付けておきます。（共通）
- できる限り、ダンボールやパーティションで個室をつくります。
- 各避難者にごみ袋を支給し、汚物やごみは密閉しスペース内の所定場所に置いておくようにします。
- ごみは、区職員が収集し廃棄場に持って行くようにします。
- 注意事項については、掲示し周知徹底を図ります。（共通）
- 入室者を濃厚接触者として扱わなければならない可能性が生じるため、療養室に入室する際は、サージカルマスク、ガウン、手袋、フェイスシールド等を着用することが望ましい。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う場合（以下の厚生労働省・相談の目安、又は陽性者との濃厚な接触歴がある等）は、速やかに各避難所を巡回する保健福祉班及び大阪市新型コロナウイルス受診相談センター（電話：06-6647-0641）に報告します。

帰国者・接触者相談センター等への相談の目安

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 2020年5月8日

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- 重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- スペース内避難者の容態が急変した場合は、救急車を手配します。

4 避難者の受付

① 健康確認の体制と注意事項（備品リスト①）

- 避難スペースへの入口において、事前に検温している人は申告で、検温していない人は非接触型体温計で体温測定を行い、聞き取りによって体調確認票（様式別13）による体調を確認し、「一般避難者」と「熱咳等症状者」に振分けます。
- 振分けする際は、検温する担当と体調確認票（様式別13）を記載する担当の2人1組で行います。
- 体調確認票（様式別13）は、一般避難者スペース、又は療養スペースの受付に持参していただきます
- 避難者の安全確保の観点から、施設の安全確認、受付の準備が整うまで、拡声器やメガホンを利用し大きな声で「一般避難者」と「熱咳等症状者」にわかれてグラウンド等での待機すること、混雑した状況であっても、2メートル程度間隔を空けて並んでもらうこと、発熱や体調が悪い方は申し出ることを、掲示するとともに繰り返しアナウンスします。（呼びかけ文例感染症バージョン）
- 避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。
- 避難者は消毒液で手指消毒していただき、マスクを着用していない人は備蓄のマスクを着用していただきます。



② 受付の準備と注意事項（備品リスト②、備品リスト③）

- 備蓄倉庫から、A キット、B キット、長机、椅子、筆記用具、避難者用筆記用具（大量）、非接触の体温計、消毒に使用する使い捨てペーパー、ゴミ袋（大量に大と小）、消毒液、マスク、検温結果と問診票提出確認欄のある避難所受付簿（様式別4-3）、体調確認票（様式別13）を取り出します。
- 一般スペースはA キット、療養スペースはB キットにより準備します。
- 一般スペースと療養スペースの2箇所を受付場所を設置します。
- 避難者受付簿の記載をしていただきます。
- 記載台を設ける場合は、避難者同士が、1m（できれば2m）の間隔を保つよう記載台を配置します。
- 筆記用具等共用物品は、使用後毎回、次亜塩素酸を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- 出来るだけ接しないよう記載台を配置します。

- 筆記用具は、消毒液を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- 受付場所等に避難所配置図、避難所での生活ルール（様式別1）、新型コロナ禍であること、避難所開設日数は災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本であることを、目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患のある人は壁で仕切られた居室にダンボールベッドやダンボールで間仕切りを設置などに配慮します。

5 一般避難スペース入所後の留意点、周知事項など

① 基本的事項

- 避難者の健康状態をチェックするため、体温計を常備し、毎日朝、夕に体温測定を行い、検温結果や体調の変化などを毎日「健康記録表」（様式別1 4-1）に記載することをルール化しておきます。
- 体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出ることを周知します。
- 検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合は、直ちに療養（隔離）スペースに移動し、区本部に連絡します。
- 倦怠感、臭覚、味覚障害、咳など体調に異変を感じた場合も、同様の措置を講じます。
- 避難所の各所に消毒液を配置するとともに、うがいや手指消毒の励行、マスクの着用や咳エチケットの遵守することなど、居室をはじめトイレや洗面所などの目に付きやすい所に掲示します。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



鼻と口の両方を確実に覆う
ゴムひもを耳にかける
隙間がないよう鼻まで覆う

- なお、「避難所エチケット徹底」、「衛生環境確保」及び「換気・スペースの確保」については、「避難所における感染対策マニュアル」を参考にし、適切に行います。
- 衛生環境を整えるため、避難所物品等は定期的に、また、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃します。

「避難所における感染対策マニュアル」

2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

② 居室・療養（隔離）スペースへの入所

- 避難所の入口に消毒液に浸したマット（毛布やバスタオル等でも可）を敷き、必ず踏んでから入所していただきます。

消毒用マットの作り方：次亜塩素酸ナトリウムで浸す 又は
塩素系漂白剤（台所漂白剤等）を濃度0.05%に薄めたもので浸す

- 居室は土足禁止とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れてもらいます。

- 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。
- 手洗いは石鹸又はハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。

正しい手の洗い方



- 手をふくタオルは共有せず、個人の持ち物又は使い捨てペーパータオルを使用します。

居室スペース



- 一人当たりスペースは概ね 4 m²を基本とします
- 居室スペース間は、少なくとも 2mの距離を保ちます。
- 世帯ごとなど区画を、パーティションで間仕切るなど感染防止に努めます。

③ 居室における注意事項（様式別 17 を入所時に配布するとともに室内にも掲示）

- マスクを終日着用し、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしない。
- マスクを触った後は必ず手洗いする。
- 複数方向の窓があれば両方開ける、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気が流れができるように換気する。（目安：1時間毎、10分）
- 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人の持ち物に触れない。
- 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを払い、濡れているときはふく。必ず石鹸での手洗いを励行する。
- 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行する。
- 面談する場合は、最低2mあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、15分以上にならないようにする。
- 感染の可能性のある人に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒する。
- スリッパ等の室内履きも共有しない。
- 食事は同じ方向に並んで座るようにする。向かい合わせは禁止。
- 食事は家族単位とする。ほかの避難者と集まって食べない。
- 食器は使い捨てにする。
- ゴミ袋を配布して家族単位でゴミを集めて密封し、ゴミ集積場所に廃棄する。
- 寝る場所はできるだけ床から高くして床からほこりを吸い込まないようにする。
- 共用で触るところ（ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓など）は定期的（1時間毎程度）に消毒液でふき取る。
- 簡易トイレを使用した場合、袋は使用のたびに交換する。

- ・療養（隔離）スペース避難者のエリアには入らない。
- ・感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にする。

6 訪問者の受入

- ・新型コロナ禍では原則として避難スペースに面会者を入れないこととします。
- ・面会室を設ける場合は、訪問者が避難所内に入る場合（様式別12）は、検温を行い、発熱や咳など感染症の症状がある場合は、入所を断ります。
- ・訪問者には氏名・連絡先を記載できる名簿を作成しておきます。
- ・入所時の手洗い、手指消毒を行っていただきます。
- ・マスクを着用されていない場合は提供します。
- ・車いすや介添えで接触が必要な時は、お互いに手洗いと消毒を行います。
- ・テーブル、椅子など触れる場所を使用前、使用後には消毒します。
- ・対面での接触は、行わないこととします。
- ・電話やメール等で、済むことは訪問を控えるように促します。
- ・なお、マスコミなどの取材等は、原則として断ることとします。

7 在宅避難者、車中泊避難者等への対応

- ・感染症流行時には、可能な限り在宅避難や知人宅等避難を呼びかけます。
- ・避難者の支援については、避難所で生活する人だけでなく、在宅または車中、テントにて避難生活をされている人も対象とします。
- ・在宅避難等を予定されている方には事前に配給等の方法について周知しておきます。

8 避難所担当者の感染予防と注意点

① 手洗いの実施

- ・入所時・面談後・食後など都度手洗い、消毒を行います
- ・手洗いは、石けんやハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。
- ・タオルは共有せず、自分用を持参しておきます。
- ・避難者と訪問者（避難スペース内に入れない）にも手洗いを勧めます
- ・手洗いでできない時のために、ウェットティッシュや手指消毒液などを携帯します。
- ・アルコール消毒等は、1回の消毒に2ミリリットル以上手にとり、15秒以上手に刷り込むことが必要です。

② マスクは常時着用

- ・飛沫感染を防ぐため、会話中は絶対外さないようにします。
- ・マスクは、汚れていると考え、表面をさわらず、耳ひもを小指で着脱します。
- ・マスクを着脱した後は手を洗い、はずしたマスクをポケットに入れないようにします。

③ 対面・対話の注意点

- ・対面で会話する時は、2m程度離れるなどなるべく間隔を空け、手の届く距離に近付かないようにします。

- 正面向かっての会話を避けて対角になるような位置を心掛けます
- 部屋のドアや窓を随時開放し、換気します
- 対話を時間は短くし、15分未満で休憩を取るなどします。

④ 避難所運営の留意点

（清掃）

- 多くの人に触る場所は、定期的（1時間毎程度）に消毒することや、見過ごさないようにします。
例：ドアノブ、エレベーターボタン、会話テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど
- 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとるようにします。
- プラスチックや金属には、3日ぐらいうイルスが残ることもあるため、定期的に消毒します。
- 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが適当です
- 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるようにしておきます。

（食事）

- 食品・物資の手渡しは厳禁です。個包装の製品を準備します。
- 避難者が一斉に取りに来ないようにエリア毎に配布します。
- 配布場所にはアルコール消毒液を設置しておきます。

（その他）

- 複数方向の窓があれば両方開けるか、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。（目安：1時間毎、10分）
- ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難を促します。

⑤ 勤務中の注意

- 出勤した時と終了時に体温を測り、毎日記録することを徹底します。
- 担当区域（療養スペースと一般スペース）から出ないことを徹底します。
- 就業後等に、同僚などと一緒に外出や食事しないように心がけます。
- 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングします。
- 体調不良などを感じたら、直ちに業務を中断し、報告のうえ帰宅し療養します。

⑥ 避難所で感染症の疑いが発生した場合の備え

- 避難所で感染者が出た場合、避難所を封鎖するかどうか、保健部門と相談し、必要に応じて接触した職員は検査を受けるようにします。
- 毎日、療養（隔離）スペース異動者数など感染に関する状況を記録し、必要に応じて保健所に報告できるようにしておきます。

例：避難者の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

9 必要物品の準備

- ・ 感染防止用に必要な物品を、新たに備蓄する必要があります。
- ・ また、平素から家庭で備蓄している物資に加えて、マスクや体温計、アルコール消毒液などの感染症対策に必要な物質を避難所に持参する必要があります。



【参考】避難所開設の事前準備

新型コロナ渦に避難所を開設する際は、避難所の施設管理者や、地域自主防災組織と運営などに関する事前調整や、避難所担当者に対して周知を行っておくことが必要です。

なお、本ガイドライン別冊は、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡を参考に作成しています。

令和2年4月7日 厚生労働省事務連絡（概要）

■避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（概要）

●可能な限り多くの避難所の開設

通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、ホテルや旅館等の活用等も検討

●親戚や友人の家等への避難の検討

可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知

●自宅療養者等の避難の検討

感染症の軽症者等は、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討

●避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認は、避難所到着時に行うことが望ましい。

避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認

●手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底

●避難所の衛生環境の確保

定期的に清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える

●十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保

●発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保

症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーンと動線を区分

●避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、適切な対応を事前に検討。

○開設準備中：〇〇等での待機要請

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な〇〇で待機願います。

現在、感染症が拡大しております。予防のため、周りの方と出来るだけ距離を取ってお待ちいただくようお願いいたします。

また、避難所に入る前に、体温測定と体調確認をいたします。その際にも、出来るだけ距離を取ってお並びいただくようお願いいたします。

発熱されている方や、体調が悪い方は、避難所運営委員会に申し出てください。感染症拡大防止にご協力をお願いします。

現在分かっている災害情報は、[〇〇]ということです。

この地区や市（町村）の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

〇〇市・区災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、避難所運営委員会のところまでお越してください。

また、負傷された方、発熱されている方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、避難所運営委員会のところまでお越してください。先に手当をします。

以上、〇〇地域避難所運営委員会です。

※繰り返します。

○入口時：避難所の誘導・案内

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付案内の前に、皆さんの体調を確認するため、体温測定と体調確認を行いますので、ご協力をお願いします。

まず、体温測定を行います。事前に体温測定をすまされている方は係員に申告ください。また、係員が現在の体調をお聞きしますのでお答えください。その後、避難所内に案内しますので、ルールを確認していただいてから入室ください。

避難所内では、感染症拡大防止のため、各自で健康管理には十分注意してください。

人と人との接することは出来るだけ避けること、手洗いやうがいを行うこと、消毒液での手指消毒を行ってください。

なお、早い者勝ちではありませんので、私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。

障がい者の方やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

まず、身体に障がいがあったり介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から受付に来てください。

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがいる世帯（以下、地区別に案内します。）・・・

地域住民の方は、町会単位でまとまってください。町会ごとに人数を確認してください。

地域住民以外の方は、〇〇の方へ集まってください。人数を確認します。

避難所での生活ルール

〇〇地域避難所運営委員会

互いに協力しあい、少しでも快適な生活が送れるようにしましょう。
また、ご自身や大切な方を守るため、感染拡大防止にご協力をお願いします。
この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、自主防災組織・避難者、避難所主任等（区役所）、施設管理者等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務部、管理部、救護部、食料部、物資部等を自主防災組織で編成します。
- 3 避難所は、原則として7日間で閉鎖する予定です。閉鎖後の避難先については、担当者をご相談させていただきます。
- 4 感染症が拡大していますので、次のことを守ってください。
 - ①避難者の健康状態を随時チェックする必要があるため、朝夕2回体温測定し、記録票に結果を記入してください。
 - ②体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出てください。
 - ③避難所内に消毒液を置いてますので手指消毒をお願いします。
 - ④手洗い、マスクの着用や咳エチケットを守ってください。
 - ⑤定期的に換気を行います。
 - ⑥療養スペースには絶対近づかないでください。
 - ⑥避難者に感染が確認された場合は、避難所は封鎖します。感染を拡大させないため避難所に留まって頂きます
- 5 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所するときは、管理部に転出先を連絡してください。
 - 犬、猫などのペットは別に定めます。
- 6 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。また、療養スペースには絶対入らないでください。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 7 食料・物資は原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - 不足する場合は、こども・妊産婦・高齢者・障がい者の方を優先して配布します。
 - 食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
 - 配布は避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、食料部及び物資部が 室で対処しますので申し出てください。
- 8 消灯は、夜 時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とす際には、全消灯にならないように配慮してください。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 9 放送は、夜 時で終了します。
- 10 公衆電話の使用は緊急用とします。
 - 使用時間は原則として、午前 時から午後 時までとします。

○放送により呼び出しを行い、伝言します。

○携帯電話は所定場所以外での使用を禁止します。

11 トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交代で行うことにします。

○ 清掃時間は、放送を行います。

○ 水洗トイレを使用したときは、大便のみバケツの水で流してください。

12 飲酒・喫煙は、禁止します。なお、裸火の使用は禁止です。

13 ゴミは所定の場所に分別して出してください。

14 スマートフォン等でのテレビ・ラジオ等の視聴はイヤホンを使用し、周りの迷惑にならないように注意してください。

15 避難所では、利用する場所を定期的に移動します。

清掃に関するルール

- ・居室スペースは毎日 〇：〇 に各自で清掃しましょう。
- ・共有スペースは当番制で清掃します。

【当番表】

当番表	トイレ	ゴミ集積所	炊出し・配給所	更衣室	・・・
〇月〇日	1班	2班	3班	4班	1班
〇月〇日	2班	3班	4班	1班	2班
〇月〇日	3班	4班	1班	2班	3班
〇月〇日	4班	1班	2班	3班	4班

- ・ペットスペースは、飼い主が清掃しましょう。

【トイレ掃除の方法】

- ① 手を消毒する
- ② 窓を開ける
- ③ ほうきで床を掃く
- ④ ブラシで便器をみがく
- ⑤ 手拭き用の紙で消毒剤を使い拭く（ドア・まど・かべ・タンクなど）
- ⑥ トイレtpーパーを補充する
- ⑦ 掃除用具をかたづける
- ⑧ スリッパをならべる
- ⑨ 手を消毒する

〇〇避難所（〇〇学校）避難所運営委員会				
委員長				
副委員長				
	リーダー	メンバー		
総務部				
管理部				
救護部				
食料部				
物資部				

〇〇避難所（〇〇学校）療養スペース運営班			
班長			
副班長			
	リーダー	メンバー	
総務部			
管理部			
救護部			
食料部			
〇〇部			

避難所名				受付日	月 日
NO	氏 名	備 考	避難者名簿 提出確認欄	問診票提出	体温 (°C)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

小学生以下の子どもが療養対象の場合

※保護者の方は療養スペースで同伴をお願いします。

避難所名				受付日	月 日
NO	氏 名	備 考	避難者名簿 提出確認欄	問診票提出	体温（℃）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

避難者の受付ルール

- 避難者全員の安全確保のため、必ず以下のルールを守ってください。
- ここにいる全員が被災者です。
- 助け合いの精神を持って、ご協力をお願いします。
- 消毒スペースで消毒し、マスクを着用していない人はマスクを受け取り着用してから受付してください。
- 十分な間隔を空けて並び、既往症や健康状態を申告してから体温測定を行ってください。
- 発熱、倦怠感、臭覚・味覚障害や体温測定の結果 37.5℃以上ある場合は、受付に並ばずに受付以外の係員に申し出てください。
- 係員が避難所内に案内しますので、それまでは指示された場所でお待ちください。

受付の手順**① 受付****1階**

感染症対策のため検温に協力してください。

体調確認の聞き取りに協力してください。

体調確認票の本人記入欄に記入をしてください。

指示があるまで指定された場所で間隔を確保して待機してください。

3階

体調確認票を提出し、受付簿に記入してください。

② 人数確認

町会単位で集まっていたら、人数確認します。

③ 組の編成

町会単位などで、「組」に分けます。

④ 避難スペースへ移動

施設の安全が確認され、開設準備が整い次第、スペースへ誘導します。

⑤ 避難者名簿の記入

状況が落ち着いたら、世帯ごとに避難者名簿を記入・提出して下さい。

※その他

- ・ケガをされている方、健康状態の悪い方（風邪の症状・発熱、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさなど）、避難生活に特別な配慮が必要な方は、受付に申し出て下さい。
- ・ペットを同行されている方も、申し出て下さい。

避難所運営日報							
(区 災害時避難所)					記入者		
日時	年 月 日		時 分				
運営員	行政職員		自主防災組織		その他 (施設職員等)		要員数・計
	(氏名)		(氏名)		(氏名)		
避難者状況	昨日の状況		本日の入所		本日の退所		避難者数・計
	男						
	女						
	計						
療養者状況	昨日の状況		本日の療養者		本日の移送者		療養者・計
	男						
	女						
	計						
在宅避難者状況	昨日の状況		本日の入所		本日の退所		避難者数・計
	男						
	女						
	計						
車中泊避難者状況	昨日の状況		本日の入所		本日の退所		避難者数・計
	男						
	女						
	計						
要配慮者の状況	高齢者	障がい者	病弱者	妊産婦	乳幼児	その他	計
特記事項 (給食・給水・物資等の配給/救護所の設置/自主防災組織の活動/ボランティアの活動状況等)							

避難所名	
日 時	
報告者	

傷 病 者 リ ス ト

NO	氏名	性別	年齢	傷病の程度・状況 (移送の有無)	移送先
1		男・女			
2		男・女			
3		男・女			
4		男・女			
5		男・女			
6		男・女			
7		男・女			
8		男・女			
9		男・女			
10		男・女			
11		男・女			
12		男・女			
13		男・女			
14		男・女			
15		男・女			
16		男・女			
17		男・女			
18		男・女			
19		男・女			
20		男・女			
21		男・女			
22		男・女			
23		男・女			
24		男・女			
25		男・女			

避難所名	
日 時	
報告者	

療 養 者 リ ス ト

NO	氏名	性別	年齢	体温 (℃)	症状 (移送の有無)	移送先
1		男・女				
2		男・女				
3		男・女				
4		男・女				
5		男・女				
6		男・女				
7		男・女				
8		男・女				
9		男・女				
10		男・女				
11		男・女				
12		男・女				
13		男・女				
14		男・女				
15		男・女				
16		男・女				
17		男・女				
18		男・女				
19		男・女				
20		男・女				
21		男・女				
22		男・女				
23		男・女				
24		男・女				
25		男・女				

トイレの使用ルール

みなさんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

また、療養スペースのトイレは絶対に使用しないでください。

トイレを使用する場合

◇トイレはきれいに使いましょう。

◇使用前後には便座をアルコール消毒しましょう。

◇トイレのあとには手を洗いましょう。



アルコール消毒剤を多めに手に取り、手拭き用の紙で拭き取りましょう。

◇トイレを汚した場合には職員にお知らせください。

◇トイレ掃除は、避難者全員が当番制で行います。居住班ごとに当番を割り振るので、当番表を確認し、協力して行いましょう。汚れている場合は、当番にかかわらず、気づいた人たちで協力して掃除を行いましょう。

お願い

嘔吐・下痢・発熱などの症状のある方は

すぐに職員又は管理者等にお知らせください。

避難所状況報告書【第 報】

避難所名	
報告者	
報告日時	
避難所連絡先	

避難所開設日時 ※初回のみ記載	年 月 日 時 分
--------------------	-----------

報告事項		備考・特記事項	
避難者	避難者	名	
	男・女	男 名・女 名	
	要援護者	名	
	療養者	名	
	男・女	男 名・女 名	
	負傷者	軽症者 名	
		重症者 名	
	在宅避難者	名	
	車中泊避難者	名	
建物	被害	有 ・ 無	
	避難所としての使用	可 ・ 不可	
ライフライン	電気使用の可否	可 ・ 不可	
	水道使用の可否	可 ・ 不可	
	ガス使用の可否	可 ・ 不可	
	電話使用の可否	可 ・ 不可	
職員参集	避難所担当職員	名	
	施設職員	名	
	避難所運営委員会	設置済・未設置	

【区本部への要請事項・連絡事項】

出入者管理簿【避難者用】

※感染症対策のため、不要不急の外出はお控えください。

外出時・帰所時の検温にご協力をお願いします。

避難所名				受付日	年 月 日
NO	氏名	(外出時体温) 帰所時体温	外出時刻	(予定時刻) 帰所時刻	住所・連絡先
1		(°C) °C	:	(:) :	
2		(°C) °C	:	(:) :	
3		(°C) °C	:	(:) :	
4		(°C) °C	:	(:) :	
5		(°C) °C	:	(:) :	
6		(°C) °C	:	(:) :	
7		(°C) °C	:	(:) :	
8		(°C) °C	:	(:) :	
9		(°C) °C	:	(:) :	
10		(°C) °C	:	(:) :	
11		(°C) °C	:	(:) :	
12		(°C) °C	:	(:) :	
13		(°C) °C	:	(:) :	
14		(°C) °C	:	(:) :	
15		(°C) °C	:	(:) :	

出入者管理簿【訪問者用】

避難スペースに入ることはできません。

訪問者の方は名札を着用してください。

※新型コロナ禍のため、検温や問診票の提出にご協力をお願いします。

避難所名					受付日	年 月 日
NO	氏名	体温 (℃)	問診票	訪問時刻	(予定時刻) 退所時刻	住所・連絡先
1				:	(:) :	
2				:	(:) :	
3				:	(:) :	
4				:	(:) :	
5				:	(:) :	
6				:	(:) :	
7				:	(:) :	
8				:	(:) :	
9				:	(:) :	
10				:	(:) :	
11				:	(:) :	
12				:	(:) :	
13				:	(:) :	
14				:	(:) :	
15				:	(:) :	

健康記録表

感染症対策のため、定期的な検温にご協力をお願いします。

※体調に異変を感じた場合には、運営担当者に申し出てください。

入所日

NO _____

____年 ____月 ____日

避難所名			
氏名	性別	年齢	入所場所(部屋)
	男・女		

月日	午前(時間)	体温(℃)	午後(時間)	体温(℃)
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃
/	:	℃	:	℃

食事配布簿

避難所名				
月 日	時 間		担 当 者	品 名 (量)
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		

食事配布簿

食事の配布は、区職員が実施

※直接手渡さず、所定の置場所へ配布して下さい。

避難所名				
月 日	時 間		担 当 者	品 名 (量)
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		
/	朝食	:		
	昼食	:		
	夕食	:		

避難所の注意事項

避難所では、次の点に注意してください。

- マスクを終日着用し、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしない。
- マスクを触った後は必ず手洗いする。
- 複数方向の窓があれば両方開ける、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気する。
- 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人に触れない。
- 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを払い、濡れているときはふく。必ず石鹸での手洗いを励行する。
- 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行する。
- 面談する場合は、最低2mあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、15分以上にならないようにする。
- 感染の可能性のある人に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒する。
- スリッパ等の室内履きも共有しない。
- 食事は同じ方向に並んで座るようにする。向かい合わせは禁止。
- 食事は家族単位とする。ほかの避難者と集まって食べない。
- 食器は使い捨てにする。
- ゴミ袋を配布して家族単位でゴミを集めて密封し、ゴミ集積場所に廃棄する。
- 寝る場所はできるだけ床から高くして床からほこりを吸い込まないようにする。
- 共用で触るところ（ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓など）は30分毎に消毒液でふき取る。
- 簡易トイレを使用した場合、袋は使用のたびに交換する。
- 避難所受付は玄関近くに設け、手指用消毒液を常備する。
- 一般スペースと療養（隔離）スペース避難者の使用するトイレは使わない。
- 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にする。